

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者様

船橋市 指導監査課長

障害福祉課長

## 生活介護における基本報酬の算定に係る標準的な時間の取扱いについて

平素から、本市の福祉行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、令和6年度報酬改定により、生活介護計画に標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するとされております。また、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないとされています。

このやむを得ない事情に関する取扱いについて、下記の通り整理及び改訂をいたしますので、ご確認くださいませうお願いいたします。

## 記

## 1.内容

		具体的な事例	変更前	変更後
1	突発的な事情により、標準的な時間よりも短い時間の支援となった場合	・突発的な通院 ・体調不良等により急遽早退した	生活介護計画で位置付けられた標準的な支援時間で請求	改訂なし
2	標準的な時間よりも短い時間の支援となる場合があらかじめ予見されていた場合	・定期的な通院、リハビリ等 ・予め早退する旨の連絡を受けていた	左記の事情を加味した生活介護計画を作成し、当該時間で位置付けられた支援時間（実支援時間）で請求	<u>各援護地へ確認をお願いいたします。（※2）</u>
3	標準的な時間よりも長い時間の支援となった場合（※1）	・保護者等の迎えが遅れた	実際の支援に要した時間に応じて請求	改訂なし

※1延長支援加算を算定して支援を行う場合は、事前に体制等に関する届出書の提出が必要です。

※2船橋市援護の利用者様の取扱いについては、下記3をご参照ください。

## 2.改訂の概要

当初、船橋市では、標準的な時間よりも短い時間の支援となる場合があらかじめ予見されていた場合については、実際に支援を行う時間を標準的な時間として生活介護計画へ位置づけ、当該時間にて請求を行うよう指導を行っていましたが、今般、生活介護サービス費の趣旨等を鑑み、一律に上記取扱いとするのではなく、各援護地に請求方法を確認するよう改訂いたします。

今後の当該事情における請求方法については、各利用者様の援護地にご確認いただき、当該援護地が元々の生活介護計画で位置付けられた標準的な支援時間での請求を認める場合については、当該時間にて請求を行って差し支えありません。

### 3.船橋市援護の利用者様の取扱い

今回の改訂に伴い、船橋市援護の利用者様につきましては、個別支援計画作成時に把握できなかった事により、利用時間が短くなった場合は、事由の内容を問わず、標準的な時間に基づき算定して差し支えありません。

なお、個別支援計画作成時に、定期的に利用時間が短くなることが明らかなもの（定期通院・リハビリ、施設外活動（行事等）を除く。）については、従来通り個別支援計画に反映し、標準的な時間として定めたくえて、請求をお願いします（例：毎週金曜日は3時間（居宅介護利用）、毎週2回は4時間（本人の体調を考慮）等）。

### 4.変更期日

令和8年4月サービス提供分から

### 5.問い合わせ先

#### 【事業所の指導に関すること】

船橋市健康福祉局 福祉サービス部  
指導監査課 指導監査第一係（障害福祉担当）  
Tel:047-436-2425 Fax:047-436-2139  
Mail:shogai-shitei@city.funabashi.lg.jp

#### 【給付費の請求に関すること】

船橋市健康福祉局 福祉サービス部  
障害福祉課 計画係  
TEL:047-436-2307 FAX:047-433-5566  
Mail:shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp